

令和6年第10回女川町教育委員会会議録

- |    |             |  |
|----|-------------|--|
| 1  | 招集月日        | 令和6年10月31日(木)  |
| 2  | 招集場所        | 女川町立女川小・中学校 会議室  |
| 3  | 出席委員等       | 1番 横井一彦 委員<br>2番 新福悦郎 委員<br>3番 中村たみ子 委員<br>4番 山内哲哉 委員<br>平塚 隆 教育長                              |
| 4  | 欠席委員        | なし   |
| 5  | 説明のため出席したもの | 教育局 局長 阿部 恵<br>教育局 参事 新田 太<br>教育局 次長 中嶋 憲治<br>教育局 次長兼指導主事 佐々木 光春<br>教育局 教育指導員 坂本 忠厚            |
| 6  | 本委員会の書記     | 参事 新田 太  |
| 7  | 開 会         | 午前10時00分   |
|    | 教育長         | それでは、令和6年第10回女川町教育委員会を開会します。   |
| 8  | 会期の決定       |  |
|    | 教育長         | 会期は、本日1日限りといたします。  |
| 9  | 前回会議録の承認    |  |
|    | 教育長         | はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。<br>既に配付されておりますが、委員の皆様何かお気づきの点はありませんでしょうか。<br>無いようですので、承認とさせていただきます。 |
| 10 | 会議録署名委員の指名  |  |
|    | 教育長         | 2番 新福悦郎 委員<br>3番 中村たみ子 委員<br>よろしく願いいたします。  |
| 11 | 議 事         |  |
|    | 教育長         | それでは、議事に入ります。<br>議案第14号「女川町立女川中学校入学等支援事業実施要綱の制定について」をお諮りします。<br>書記に議案を朗読させます。<br>(議案朗読)        |
|    | 教育長         | ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。   |

教育局長

それでは、議案第14号「女川町立女川中学校入学等支援事業実施要綱の制定について」、その内容をご説明させていただきます。今回ご提案する要綱は、女川中学校への入学等をする生徒の保護者に対し、学校生活に必要な用品の一部を町が支給することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実にを図ることを目的として、新たな町の支援策の一つとして新規に制定するものでございます。

それでは、議案の次のページをお開き願います。

今回ご提案します要綱は、本則第1条から第8条までと附則で構成するものとなっております。

まず、第1条では、冒頭申し上げましたが、「女川中学校への入学等をする生徒の保護者に対し、学校生活に必要な用品の一部を町が支給することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実にを図ることを目的とする。」と定めております。第2条では、定義を規定し、第1号から第7号において、本要綱内で使用する用語の意味を定めております。

第1号として、生徒の定義を、第2号として、保護者の定義を、第3号として、支給品を定義しております。

支給品については、「女川中学校が指定する運動着、制服、ネクタイ及び通学かばんをいう。」としております。

第4号では、区域外就学、第5号では、入学通知について、第6号では、教育扶助、第7号では、新入学準備金等について、それぞれ規定しております。

次に、第3条ですが、対象者を規定し、支給の対象となる生徒の保護者の範囲について定めております。

本条は、第1号及び第2号で構成しており、入学通知または区域外就学の承諾を得て女川中学校に入学する生徒の保護者を対象とするほか、年度途中で本町に転入または区域外就学の承諾を受け女川中学校に在籍する生徒の保護者を対象とするとしております。

また、生活保護法に規定する教育扶助を受けている保護者または、女川町児童生徒就学援助実施要綱に規定する就学援助費のうち、新入学準備金または新入学児童生徒用品等の支給を受けている保護者は本要綱の対象者から除くこととしております。

次に、次のページとなりますが、第4条、支給品について規定し、その内容は、最後の表にございますとおり、運動着（長袖、長ズボン、半袖、クォーターパンツ）、制服（上着、スラックスまたはスカートを各1着）、女子の制服用ネクタイ1本、通学か

ばん1個としております。

次に、第5条では、支給の特例として、第3条において対象外としている者についても、支給品のうち運動着に限り支給することを規定しております。

このことにつきましては、就学援助費として支給される金額の対象品項目の中に運動着の明記がないことを踏まえ、当該要綱による支援を行うものでございます。

次に、第6条では、支給の時期等について規定しており、入学前に支給すること、または、年度途中の転入の場合は在籍後に支給することとし、生徒1人に対し1回限りとしております。

次に、第7条では、支給の取消しについて規定しております。

第8条では、その他として、要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

最後に、附則といたしまして、施行日は、令和6年11月1日からとし、令和7年度以降の対象者に係る支給分から適用するとしております。

以上が、議案第14号の要綱制定に係る説明となります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

新福委員 これは、これまでであった取組ではなくて、新たな議案というか、新たな取組ということなんですか。確認です。

教育局長 そのとおりでございます。給食費の補助金、それから修学旅行の補助金、そしてこちらの制服等の支給の支援ということで、予定しておりました新規制定については、これが最後ということになります。

教育長 ほかにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第14号は、承認されました。

議事は、以上です。

## 12 報告事項

教育長 次に、6番「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、私から報告をさせていただきます。

改めまして、皆様、おはようございます。

ここ女川の地も、やっと紅葉が少しずつ進んできて、だいぶ秋の色に染まってきているなど感じています。

本日は、学校での開催ということで、主に中学校の授業を参観して、おいしい給食を味わっていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

小・中学校においては、10月19日（土）の中学校の文化祭が終わって、あさって、11月2日（土）が小学校の学芸会の予定であります。

文化祭や学芸会の終了で学校行事も一区切りとなって、これから本当の意味で子供たちの学力の向上を目指す、地に足を着けて普通の授業を頑張らなければならない、そんな時期を迎えていると思っています。

それでは、ここからはレジュメに沿ってお話をさせていただきます。

着座にて失礼申し上げます。

まず、学校関係についてお話をさせていただきます。

9月28日（土）・9月29日（日）、天候に恵まれて、中学校の新人戦が開催されました。

今年も酷暑のため、夏休みの練習は大変だったろうなと思います。

結果につきましては、レジュメに記載のとおりであります。

10月9日（水）には、防犯ポスターコンクールの表彰式が行われました。

子供のキラッと光る感性の鋭さにびっくりしました。

10月19日（土）は、先程も申し上げましたが、中学校の文化祭でした。

委員の皆様にはお忙しい中足を運んでいただき、ありがとうございました。

私は、オープニング・ムービーと国語弁論、英語暗唱、潮騒太鼓をはじめとした「潮活動」の発表を拝見して帰宅したのですが、午後から行われた合唱コンクール、有志発表、それから吹奏楽部の演奏も素晴らしかったということでありました。

特に合唱コンクールでは、優勝した第3学年ももちろんながら、第2学年の一生懸命歌う姿に感動した審査員が多くて、特別賞を授与することにしましたと校長先生も喜んで話をしていました。

10月27日（日）、衆議院の選挙と重なったのですが、今年も盛大に、おながわ秋の収穫祭が開催されました。

女川商売塾に参加した子供たちも、大きな声で観光客に声をかけていました。

私も今年も買わせていただいて、キャンディーと、立派なマグネットを購入させていただきました。

いろいろご指導いただいて、ありがとうございました。

3番に移ります。会議、研修、教育委員会関係です。

まず、10月10日（木）、本年度第1回目となる女川町いじめ問題対策連絡協議会を開催しました。

レジュメ記載のとおり、小学校、中学校ともに4月から人命に関わるような重大ないじめ案件は起きていませんが、「いつでも・どこでも・誰にでも」ということを肝に銘じながら、今後も連携していじめ防止に取り組んでいこうということで確認しました。

10月13日（日）、コバルトーレ女川のホーム最終戦が行われて、応援に行ってきました。

試合には残念ながら敗れて、結果としても、リーグ戦第3位ということでした。

レジュメには、全国社会人大会で次の頂きへと記したのですが、先日の新聞に、残念ながら2回戦で敗退との記事が載っていましたので、次年度へ向けての体制づくり等に精進してほしいと思っていますところでもあります。

10月14日（月）、昨年に引き続いて、スポーツレクリエーション祭を実施しました。

記載のとおり、町内のみならず、石巻市内からもたくさんの子供たちが参加して汗を流していました。

また、前日試合を終えたコバルトーレ女川の選手の皆さんや柔道協会、ミニバス関係者ほか、たくさんの団体にもご協力をいただいて、交流の場としても良かったなと思っています。

10月23日（水）、老壮大学の閉講式を行いました。

6月に開講してから、5回の講座も毎回大変大人気で、たくさんの方々に参加してもらいました。

先月実施したペタンク大会でも同じことを感じたのですが、参加者の多さを見ても、女川はお年寄りが本当に元気な町で、ある意味、そのパワーが町の活気につながっているのだろうなと感じています。

4番、その他につきましては、2点であります。

11月12日（火）、本年度第2回目となる女川の教育を考える会を実施します。

特別委員の皆様からぜひ授業を参観させてほしいという声があり、授業参観、三部会の取組についての協議等を計画しています。

もう1点は、その2日後の11月14日（木）、本年度1回目となる総合教育会議を開催いたします。

議題は、大きく3点。1つ目は、来年開催予定の自主公開について。2つ目は、これも来年1月に実施予定のカタール国への生徒派遣事業について。3点目は、現在作成中の教育大綱についてということになります。

教育大綱につきましては、私が話したこのあと、参事から進捗状況についてお話をもらおうと思っています。

5番の女川小学校・女川中学校の主な行事予定を含めて、学校から上がってきたものについて、詳しいことについては後ほどの協議会の中でお話をさせていただきたいと思います。

結びになりますが、早いもので間もなく霜月、11月です。

先程も話をさせていただきましたが、小・中学校においては、いよいよ本格的に学習・学力向上、そして学級づくりをはじめとした集団づくりの見直しに努めるにはいい時期を迎えています。今後も、学校、そして子供たちの学びを応援していきたいと思っています。

私からは、以上でございます。

続いて、参事から説明させます。

新田参事 それでは、私から教育大綱について簡単にご説明させていただきます。

現在、女川町の教育大綱につきましては、その計画期間は令和2年4月から令和7年3月までとなっております。

今年度は次の計画期間へ向けて、改定の準備期間ということで、現在、教育局においてその改定に向けて鋭意検討しているところです。

今回、その計画の肝となる施策の体系図の素案がおおよそ固まりましたので、皆様にお示しさせていただきました。11月14日の総合教育会議の中でご意見をいただければと思っております。簡単にご説明させていただきますと、基本的な計画、それから基本的な施策の方向については、大きく変更はしておりません。ただ、重点取組や主な取組について、今年度スタートするカタール国への生徒派遣事業の関係もありますので、国際理解の部分を増やしたり、後に開園が予定されているこども園の関係もありますので、保小連携の部分も今回新たな重点的取組に組み入れております。

この資料を一読いただきまして、14日の総合教育会議の時にご意見をいただければと思っております。

以上となります。

教育長 ありがとうございます。

それでは、14日に改めて皆様方からもご意見をいただきたいと思っておりますので、次に移らせていただいておりますでしょうか。

教育長 それでは、続いて、教育局長から報告させます。

教育局長 それでは、学校教育関連からご報告させていただきます。

1番、日程関係の実施済みは割愛させていただきます。実施予定からご説明いたします。

(1)第1回学校給食運営審議会を本日午後4時から予定しております。

給食の実施状況の報告や給食費、支援補助金の制度説明などを事務局から行います。また、次年度の給食費単価等について審議会の意見として決定していただくのが主な内容となっております。

(2)町政功労者表彰式が11月3日(日)午前10時から、生涯学習センターホールで開催されます。

今年度は、教育功労者の該当者はございませんでした。

(3)要保護児童対策地域協議会代表者会議が11月5日(火)にございます。

(4)通学路合同点検を11月6日(水)に予定しております。

教育局、学校、警察、土木事務所、役場の関係課が合同で毎年行っております。通学路の一部を実際に現場確認して状況を把握し、場合によっては関係機関で対応等を協議いたします。

(5)子ども・子育て会議が11月7日(木)に予定されております。

(6)宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会全体会議、それから、(7)みやぎGIGAスクール推進協議会が11月11日(月)に開催されます。

教育長が出席なさる予定でございます。

(8)第2回女川の教育を考える会を11月12日(火)に開催いたします。

午後1時35分から特別委員による授業参観、午後3時から全体会議というスケジュールで予定しております。

次のページになります。

(9)先日決まったばかりですが、駐日カタル大使が本町をご訪問なさるということになりました。

11月13日(水)の来町となりますが、詳細は調整中でございます。以前から大使からの本町訪問のご意向は伺っておりました。

が、女川の子供たちとの交流の場を希望されておりまして、夏期休業明けの日程で再調整の結果、このように決まったというところでございます。

まだまだお迎えするにあたりまして行程調整しなければならないことがございますので、しっかり準備してまいりたいと思います。

(10)第1回総合教育会議を11月14日(木)午前10時から開催させていただきます。

場所は、役場3階小会議室でございます。よろしくお願いいたします。

(11)第1回ブロック会議が11月18日(月)に予定されております。

(12)租税教育実践発表会が11月19日(火)、教育長が出席予定でございます。

(13)教育保育連携会議が11月20日(水)にございます。

教育局と健康福祉課、保育所職員による会議となっております。

(14)就学時健康診断をご覧の日程で予定しております。

(15)来月の教育委員会定例会は、11月25日(月)午前10時から、役場3階小会議室となっております。

ご出席方よろしくお願いいたします。

(16)心身障害児就学指導委員会が11月25日(月)にございます。

(17)宮城県町村教育長会第2回役員会、(18)宮城県町村教育委員・教育長研修会が11月26日(火)、に開催されます。

教育委員の皆様の出欠につきましては、後ほど確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、(19)管内教育長会議が11月27日(水)に開催予定となっております。

続きまして、2番のその他でございます。

(1)県警提供の不審者情報につきましては、ご覧の3件を報告させていただきます。

(2)令和6年度学習塾代等支援事業と(3)令和6年度女川町高等学校等通学費等補助事業のそれぞれ9月30日現在の申請状況をご報告させていただきます。

学習塾代等支援は、前年度同期と比較し、補助金交付額で66万9,000円ほどの減です。一人当たりの平均補助額で119円の減となっております。

申請者欄の前年度(9月30日)と比較し、7件の減であり、内訳では、学習塾代などの第1号分で減少している一方、習い事代



などの第2号分で増加しているという状況となっております。  
(3)の高校等通学費等補助の状況は、前年度同期と比較し、交付件数で3件の増、金額で17万4,000円ほどの増となっております。

以上が、上半期の申請状況に係るご報告となります。

(4)は、来年度の奨学生募集に関しまして、例年どおり、11月を受付期間とし、町の広報誌等に掲載して周知する予定でございます。

次に、生涯学習関係のご報告をさせていただきます。

抜粋して申し上げたいと思います。

(3)の高齢者教育、先程教育長からお話いただきました老壮大学は、10月23日(水)、今年度最終回となる5回目の講座を開催し、そのあと閉講式を行いました。

100名の参加申込者のうち、42名が皆勤賞となりました。

非常に好評な事業でございますので、来年度も講座の内容を工夫しまして、実施してまいりたいと思います。

(8)文化芸術事業について、右の写真は、10月19日(土)に開催しました町民音楽祭の様子となっております。MONKEY MAGICのコンサートに町内外から多数のお客さんをお越しく下さいました。

2)町民文化祭についてですが、11月10日(日)午前8時30分から開会式を行います。

例年より30分前倒しで行います。教育委員の皆様のご出席を賜ればと思っております。

展示発表は14日(木)までで、体験講座や落語などを企画しております。また、17日(日)には、生涯学習センターホールでステージ発表が行われます。ぜひ足をお運びいただけたらと思っております。

プラットフォーム事業でございますが、(1)につきましては、ご覧のとおりとなっております。11月も多くの学校支援を予定しております。

(2)家庭教育支援は、「親子アドベンチャークラブ」の今年度最終回を11月16日(土)に予定しております。

内容は、「親子釣り体験」としてございまして、安全面に十分配慮して実施してまいります。

2番の1)おながわ放課後「楽校」、2)まなびっこ、それから3番、その他の事業については、後ほどご確認いただきたいと思います。

体育振興関係についてご報告いたします。

10月の教育局主催事業といたしましては、スポーツレクリエーション祭について、先程、教育長からもご報告いただきました。春に開催しましたみんなのスポーツフェスティバルに続きまして、たくさんの方に参加いただき、盛大に開催することができました。

印象としましては、訪れてくださった方々の様子を見る限り、とても満足していただけたのではないかと考えております。来年度も、関係機関と一緒に新しい企画などを取り入れて、充実したものにしていきたいと考えております。

以下、記載の内容については、後ほどご確認いただければと思います。

以上、私からのご報告でございます。

教育長 報告は以上となりますが、委員の皆様方からただ今の報告事項についてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

中村委員 先程、女川町の教育大綱についてのお話ございました。今年度は第1次としての評価の年にあたると思うのですが、評価としての目標値を設定していたわけなのですか、大体どの程度まで各項目について達成しているのか、おおよそですが、評価する前にあたって、把握している数値とかがあれば、教えていただきたいと思えます。

教育長 目標値に関しては、まだしっかりとどの程度というところまでは押さえていません。

先程参事から話があったのですが、大きな意味で、こども園ができるということと、それから、学力に特化するわけではないのですが、そのあたりも含めて、ロードマップとの絡みも含めて少し手直しをさせていただいているという状況で、改めてまた14日に、そのあたりについても話をさせていただければというふうに思っているところでございます。

中村委員 目標数値を設定していますよね。例えば女川っ子仕草ですか。

教育長 ロードマップの件ですね。

中村委員 そうです。それで50%とか、それが今度の新しい令和7年度からの女川町の教育大綱にも反映してこなければならぬはずなのですが、その短期のロードマップの目標値として押さえているその数値を、もちろん徹底しているわけですが、それが今の時点で、半年ちょっと過ぎていますが、大体どの程度の数値として押さえているのかなと思ったものから、お伺いしました。

教育長 ロードマップの部分については、昨年もある程度押さえてはいます。ただ、数値的な部分については、軌道修正しなければならない部分が結構あります。

何かと言うと、例えば全国学力・学習状況調査について。もう一つは、「うみねこルール」、「スーパーうみねこルール」についても、ある程度改定はしているような感じはするのですが、なかなか動きとして見えていない部分があって、数値的な部分についても、しっかりと見ていないという部分もあります。

2年間やってきたので、そのあたりについてはある程度数字はあるんですけど、果たしてこれが本当かなというのも正直言っているし、そういうことも含めて検討したいと思います。もう一回見てみたいと思います。

それ以外の部分で何か指導主事の方で押さえている部分はありますか。

佐々木指導主事 今年度の分については、評価の時期がまだ来ていないので、これから先かなと思います。

教育長 今、中村委員がおっしゃったように、ある程度、中間でここに反映させていかなければならない部分もあるので、その部分については、少し絡めて検討しなければならないですね。よろしくお願ひしたいと思います。

中村委員 目標値、よくそういうふうは何%達成とかというふうに挙げますけれども、一番最後の評価の時になって何%に達成したとかどうのこうのと言っても、またそれは成果に果たしてつながっていく方法、善処の方法かなというふうにちょっと疑問に思っているんですね。

数値を挙げたからには、やはりその都度スケジュールをもう少しこまめにしながら、今の段階だと、例えばあいさつ、「うみねこルール」だったら、小学校で90%と目標を立てているのであれば、今の段階、第2学期が終わったあたりで大体何%くらいになっているのかなとか、そういう数値を挙げたからには、数値を意識した取組や評価をしていかないといけないのではないかなと思ったものですから、どの程度意識しながら取り組んでいるのかなと思ったので、それをお伺いしました。

そのパーセントの設定したものにどの程度近づいたか、あるいは全然近づいていないか、それ以上上回っているのかというようなことを踏まえて、またこの大きなこういった教育大綱の作成にもつながっていくのではないかなと思います。

教育長 貴重なご意見ありがとうございました。

- そのあたりもう一回確認したいと思います。  
昨年までの年度末のデータがありますので、それプラス中間を含めて、ここに反映させなければだめだというご意見ですね。その部分については確認したいと思います。
- 中村委員 第1次ももう終わりなんですよね、今年度。だからまた、昨年度とかその前の年とかとはまた別な感覚で、第1次の評価というのは1セットなものですから、それを次の第2次というんでしょうか、中間も考えていくわけですよ、令和7年度から。そちらに反映すべきではないのかなと思います。
- 教育長 ありがとうございます。
- 山内委員 ほかにございませんか。  
2点お伺いさせていただきます。  
1点目が、先程こども園の話が出ていましたが、こども園の開園までの今後のスケジュールというか、そういったものを聞かせてもらいたいということと、2点目が、今後の実施予定のところ、要保護児童対策地域協議会というのが入っていましたが、女川町の要保護児童の世帯はおよそどれくらいの割合なのかということと、例えば宮城県や全国の平均と比べて高いのか低いのかみたいなことも教えていただければと思います。  
よろしくをお願いします。
- 中嶋次長 こども園の関係です。旧第一小学校跡地にこども園と勤労青少年センターの代替施設の社会教育施設を建てる計画になっています。  
今年度いっぱい設計が上がりまして、建設工事が令和7年度と8年度、2年かけての建設になります。  
令和9年4月から開園を目指すということで健康福祉課の方で予定をしています。  
令和8年度になると子供たちの募集などを進めるという今の大きな予定ではありますが、建設工事なので、これから変更が出て、もしかすると半年延びたりするかもしれませんが、今のところの計画においては、令和9年度からということで聞いております。
- 教育局長 要保護児童対策地域協議会ですが、私が出席しております代表者会議ともう一つ、実務者会議というものがございます。  
要対協の実務者会議の資料に県のデータですとか割合という部分のところは無く押さえておりません。
- 教育長 ほかにございませんか。  
（「ありません」の声あり）

13 その他  
教育長 教育長 教育局長

それでは、報告事項については、以上とさせていただきます。

次に、7番「その他」に入ります。  
何かございませんか。

その他といたしまして、配付しました要請書の写しをご覧いただきたいと思います。  
2024年「こども笑顔地教委キャラバン」要請書というものでございます。  
2024年9月6日付けにて、2024年度「子ども笑顔地教委キャラバン」要請書の提出が教育長あてにございました。  
要請事項は大きく3点でございます。

1点目は、職場環境改善を重視した労働安全衛生体制の整備のために取り組むこととしまして、①教職員に負担をかけずに客観的に勤務時間把握ができるよう、統合型校務支援システム整備やICTの導入を最優先課題として取り組むこと。また、虚偽の記録を根絶することなど、5項目についての内容となっております。

2点目として、学校現場の時間外勤務の縮減に向け取り組むこととして、①教職員の（日直）業務の廃止を奨励することなど、次のページにかけまして、16項目となっております。

3点目として、児童生徒の教育に関わる問題について取り組むこととして、①「全国学力・学習状況調査」や自治体独自の学力テストは、授業時数の確保や児童生徒の心のケア対策のためにも行わないことなど、8項目の内容となっております。

なお、本要請内容につきましては、10月29日に宮城県教職員組合によりますキャラバン隊が本町教育委員会を訪問されまして、教育長と懇談しているということを申し添えさせていただきます。

また、本件の取扱いは、教育委員会に対する陳情書等の取扱いに基づき、教育長が内容を確認の上その取扱いを判断した結果、直近の教育委員会へ報告することとしたことから、今般、その写しを配付させていただきました。

以上、要請書に関するご報告でございます。

教育長 この件について何か皆様方からありませんか。  
1時間半くらいですか。2人いらっしゃいまして話をさせてもらいました。できることとできないことがあるのでという話もしながら。ただ、働き方改革を含めていろいろと気になることもあるんだということで、できるところで鋭意努力しますという

話をして、お帰りいただきました。教育、子どもたちに対してとか先生たちの働き方改革を含めて、そういう部分については一生懸命だなということは感じますので、そのあたりは同感ですという話をしながら、私自身もとても考えさせられた時間となりました。

この部分については、よろしいですね。

ほかに何かございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 なければ、「その他」については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、再来月の日程を組ませていただきます。

[12月23日(月)午前10時からということで調整]

教育長 それでは、12月の教育委員会は、12月23日月曜日午前10時からということで、組ませていただきます。

ほかにございませんか。

なければ、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

14 閉 会 午前10時37分

15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

議案第14号「女川町立女川中学校入学等支援事業実施要綱の制定について」(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

参事 新田 太

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和6年11月25日

会議録署名委員

2番委員

新福悦郎

3番委員

中村たみ子